

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月23日
【事業年度】	第25期(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)
【会社名】	株式会社ストライク
【英訳名】	Strike Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 邦彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	03-6848-0101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理部担当 中村 康一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	03-6895-6196
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理部担当 中村 康一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 9 月
売上高 (千円)	3,092,644	3,743,742	5,077,679	6,916,705	9,034,500
経常利益 (千円)	1,144,641	1,355,297	1,889,643	2,983,494	3,475,638
当期純利益 (千円)	803,733	919,733	1,342,336	2,202,581	2,395,713
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	823,741	823,741	823,741	823,741	823,741
発行済株式総数 (株)	9,677,100	19,354,200	19,354,200	19,354,200	19,354,200
純資産額 (千円)	3,744,594	4,513,844	5,162,181	7,091,030	9,077,036
総資産額 (千円)	4,507,275	5,419,143	6,427,282	9,045,900	10,958,966
1株当たり純資産額 (円)	193.48	233.01	270.00	370.98	474.41
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (-)	9.00 (-)	14.50 (-)	24.00 (-)	32.00 ()
1株当たり当期純利益 (円)	43.39	47.52	69.86	115.29	125.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	47.39	-	114.72	124.68
自己資本比率 (%)	83.1	83.2	80.3	78.3	82.8
自己資本利益率 (%)	26.8	22.3	27.8	36.0	29.6
株価収益率 (倍)	51.0	79.3	38.6	41.5	33.6
配当性向 (%)	18.4	18.9	20.8	20.8	25.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,108,225	1,025,349	1,366,835	2,888,988	1,500,003
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,484	115,080	197,707	133,116	400,348
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	673,344	150,237	693,736	277,582	404,097
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	4,158,156	4,918,188	5,393,580	7,871,870	8,567,428
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (人)	49 〔14〕	75 〔21〕	119 〔25〕	140 〔23〕	191 〔28〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	193.4 (124.3)	329.8 (136.2)	237.8 (121.5)	421.5 (133.4)	375.1 (172.3)
最高株価 (円)	19,800 7,170	8,520 4,770	4,230	5,700	7,020
最低株価 (円)	6,390 3,955	3,965 3,235	1,532	2,358	3,590

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は年間平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 当社は、2016年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割、2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第21期の期首に株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
8. 最高株価及び最低株価は、2017年6月23日から東京証券取引所(市場第一部)における株価であり、それ以前は、東京証券取引所(マザーズ市場)における株価を記載しております。
9. 2016年12月1日付で普通株式1株を3株及び2018年6月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。印は株式分割による権利落ち後の株価であります。
10. 2020年11月25日開催の第24期定時株主総会決議により、決算期を8月31日から9月30日に変更いたしました。従って、第25期については、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月となります。

2 【沿革】

年月	概要
1997年7月	東京都足立区において、M&A仲介業務を事業目的として設立(当時の商号は株式会社天会計社)
1998年10月	社名を株式会社ストライクに変更
1999年1月	国内初、インターネット上でのM&Aマッチングサイト「M&A市場SMART(Strike M&A Rapid Trading system)」を開設
2001年5月	本社を東京都渋谷区に移転
2002年8月	本社を東京都千代田区三番町に移転
2009年6月	本社を東京都千代田区六番町に移転
2012年1月	大阪オフィスを新設
2012年3月	札幌オフィス、仙台オフィスを新設
2012年5月	福岡オフィスを新設
2012年7月	高松オフィスを新設
2013年1月	名古屋オフィスを新設
2013年11月	大阪オフィスを大阪府大阪市中央区本町に移転
2014年2月	札幌オフィスを北海道札幌市中央区北一条に移転
2015年7月	M&A専門の情報サイト「M&A Online」を公開
2016年5月	高松オフィスを香川県高松市紺屋町に移転
2016年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2016年8月	本社を東京都千代田区大手町に移転
2017年6月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2017年9月	福岡オフィスを福岡県福岡市博多区博多駅前に移転
2018年1月	名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区名駅に移転
2019年3月	大阪オフィスを大阪府大阪市中央区北久宝寺町に移転
2019年12月	仙台オフィスを宮城県仙台市青葉区中央に移転
2020年4月	プレマーケティングサービスの提供開始
2020年5月	札幌オフィスを北海道札幌市中央区北三条西に移転
2021年5月	本社を東京都千代田区大手町内に移転

3 【事業の内容】

当社は公認会計士及び税理士が経営主体となり、創業よりM&A(企業合併、企業買収、企業間の資本提携等)の仲介を主たる事業としております。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(M&A仲介業務について)

オーナー経営者の高齢化に伴う事業承継のため、本業とのシナジー効果の薄いノンコア事業の処分のため、投資先に対する投資資金の回収のため、事業再生過程における新たなスポンサー探索のため、ベンチャー企業による資金調達のため、といった様々な理由により、企業や事業の譲渡(資本提携を含む)ニーズが広く存在しております。

また、スケールメリットを享受するため、シナジー効果を有効活用するため、単一事業の事業リスクを回避するため、効率的な投資運用のため、といった様々な理由により、企業や事業の買収ニーズも広く存在しております。

こうした社会的なニーズがあるものの、とりわけ中堅・中小企業において、譲渡希望者については買収候補先を自ら探索することが困難であることや、譲渡対象企業・事業の魅力を中心に理解してもらうことが困難であること等を要因として、希望条件に合う買収先が見つけれないことがあります。買収希望者については買収案件の探索に十分な経営資源を投入できないこと等を要因として、希望に合う事業を見つけれないことがあります。こういった相互のニーズをうまく適合させられず、譲渡が進展しないケースもあると認識しております。

このような経済環境の下、当社は、「M&Aは、人の想いでできている。」を企業信条に、M&Aの当事者となる企業、従業員、その家族、取引先等多数の関係者の様々な想いを理解し配慮しながら、一つ一つの案件に誠意を持って取り組み、企業・事業の譲渡をサポートすることで、多くの魅力ある企業・事業を将来に継続、発展させていくことを目的として、M&A仲介事業を展開しております。

当社は、本社(東京)以外に、営業所を6拠点(札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡)で開設し、全国の中堅・中小企業のM&Aを仲介事業の対象としておりますが、事業承継目的、事業整理目的、事業再生目的、スタートアップ企業のエグジット(投資資金の回収)目的等、様々なM&Aニーズに対応するとともに、特定業種に偏ることなく多様な業種・事業体のM&Aに携わっております。また、他社に先駆け、インターネット上でのマッチングサイト(当社におけるマッチングサイトの名称「M&A市場SMART(Strike M&A Rapid Trading system)」)を構築し、それを積極的に活用することで、不特定多数の中から相手先の探索を行い、より希望条件に合う相手先を効率的に探索しております。

当社は、特定の資本グループの傘下には入らず、独立性及び公平性を維持した立場で業務を進めており、譲渡先と買収先の中立的な立場でM&Aの実行をサポートし、友好的なM&Aの創出を図ることで、双方から報酬を受領しております。

(付随業務について)

一部の案件については、仲介業務としてではなく、買収側(又は譲渡側)の立場に立ち、買収先(又は譲渡先)の利益を優先としたアドバイザー業務を実施し、反対側については当社以外のM&Aアドバイザーファームがアドバイザーに入ることで、M&Aの実行をサポートする場合があります。アドバイザー業務と仲介業務では、その立場や役割が異なるものの、M&Aに関する業務として異質なものではないことから、アドバイザー業務もM&A仲介業務に含めております。このほか、デューデリジェンス業務、企業評価業務、コンサルティング業務等を行っております。

(M & A 仲介業務フロー)

一般的な案件におけるM & A 仲介業務フローは下記のとおりであります。



(1) 案件探索

セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌でのM & A記事の掲載により、M & Aに関する情報発信を行うことで、オーナー経営者に対する潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおります。なお、2015年7月にM & A専門の情報サイト「M & A Online」を開設し、M & Aに関する情報を広く一般の方々に提供しており、WEBでの情報発信の強化を図っております。

また、当社のM & Aコンサルタントによる直接営業、提案型営業や広告宣伝による顧客誘導により、顕在的な譲渡希望ニーズの直接的な開拓・探索を行うとともに、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により案件紹介を受けることで間接的な案件探索を行っております。なお、当社では案件を紹介いただける金融機関や会計事務所と業務提携契約を締結し、契約先を業務提携先と称しております。

探索した結果、譲渡希望者若しくは譲渡検討者に対しては、当社のM & Aコンサルタントが譲渡希望ニーズや抱えている問題の相談を受け、それに対する解決策の提案や解決事例の紹介を行うこと等により、譲渡希望者が安心して当社に企業や事業の譲渡の仲介を依頼できるよう、案件の受託活動を進めております。

(2) 案件化

譲渡希望先と秘密保持契約を締結し、譲渡対象企業の情報を入手し、事業の把握及び企業の分析を行い、希望条件による譲渡可能性を検討いたします。譲渡可能性があると思われる場合には、当社内での契約審査を実施した後、譲渡希望先と「M & A 仲介依頼契約」を締結いたします。

譲渡希望先との「M & A 仲介依頼契約」締結後に、本格的な案件化に取り掛かります。譲渡希望先に対して、希望条件に沿った譲渡スキームを提案するとともに、買収候補先への提示条件を整理・検討いただきます。また、買収候補先への提案のため、譲渡対象企業の事業内容、事業特性、財務内容、譲渡条件等を取り纏め、「企業概要書」を作成いたします。

(3) マッチング

譲渡希望先の希望条件、譲渡対象企業の事業特性を踏まえ、買収ニーズに関する社内データベースを活用すること等により買収候補先をリストアップし、譲渡希望先に希望に沿う買収候補先を選定いただきます。選定いただいた買収候補先に対して、まずは企業名を伏せた形で一次提案を行います。

譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M & A 市場SMART」に、企業名を伏せたまま案件を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M & A 市場SMART」は、譲渡や買収情報をインターネット上に掲載し、相手先企業を探索するサービスであります。「M & A 市場SMART」では、地域や業種の枠を越えた買収候補先が現れる可能性があり、また一般的には買収ニーズが少ない事業についても買収候補先を探索できるメリット等もあり、スピーディーに多数の買収候補先を探索できるツールとなっております。なお、インターネット上に案件を掲載する場合であっても、当社のノウハウにより匿名性を確保することで、企業名を知られることなく安心して利用いただけるものとなっております。

買収候補先が詳細な検討を希望される場合、当社は買収候補先と秘密保持契約を締結し、買収候補先に「企業概要書」を提出、二次提案を行います。更に、二次提案を受けて、買収意向の高まった候補先については、当社内での契約審査を経て、当社と買収候補先で「M & A 仲介依頼契約」を締結した後に、当社は買収候補先への買収サポートを開始します。その後、当社の支援・調整のもと、実際に譲渡対象企業の事業所や工場を視察いただくとともに、譲渡対象企業のオーナー経営者と面談を実施し、譲渡にかかる基本条件等を検討いただきます。

買収候補先が買収意向を決断した場合、買収条件等を記載した「買収意向表明書」を当社の支援のもと作成いただき、買収候補先から譲渡希望先に提示いただきます。譲渡希望先は、買収候補先からの「買収意向表明書」を検討し、買収候補先を1社に絞り込みます。

(4) クロージング

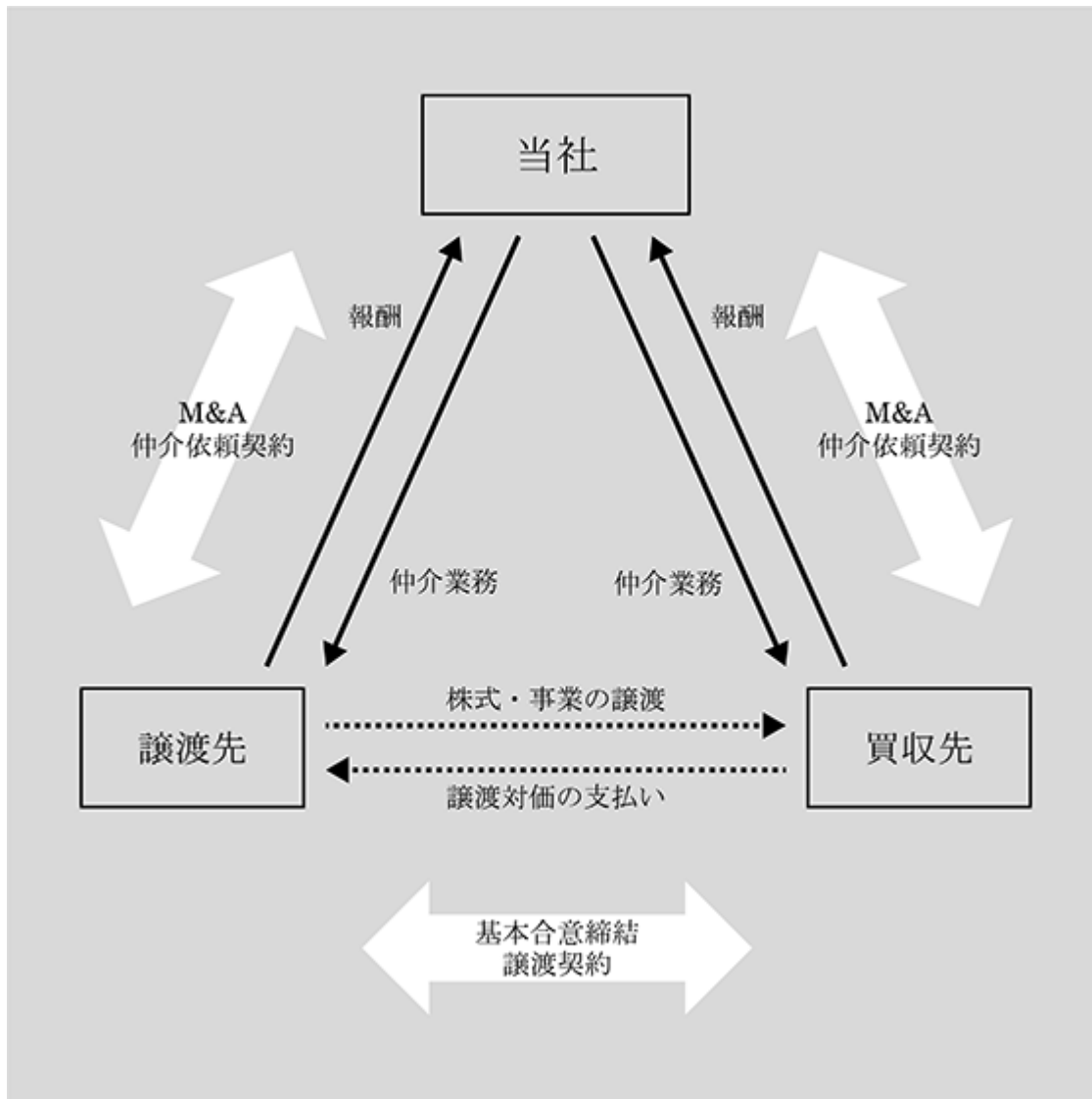
基本的な譲渡条件がまとまった時点で、通常、当社の支援のもと、譲渡希望先と買収候補先との間で「基本合意契約」を締結いただきます。基本合意が締結された段階で、当社は、譲渡希望先と買収候補先の双方から「M & A 仲介依頼契約」に従い、基本合意報酬を受領し、クロージングに向けての支援業務を本格的に開始することになります。

その後、買収候補先が譲渡対象企業に対してデューディリジェンスを実施し、対象企業のビジネスリスク、法務リスク、財務リスク等を調査し、その調査結果を踏まえて、譲渡希望先と買収候補先で最終的な条件交渉を行いますが、当社では買収候補先がスムーズなデューディリジェンスを実施できるよう環境を整備するとともに、最終的な条件交渉を支援いたします。

最終的な譲渡条件が決定した段階で、当社が段取りを行い譲渡希望先と買収候補先で「譲渡契約」を締結し、譲渡対象物の引渡しと譲渡代金の決済が行われることでM & Aにかかる一連の取引が完了します。これらの業務の完了に伴い、譲渡先と買収先の双方より成約報酬を受領いたします。

[事業系統図]

以上の事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
191〔28〕	35.3	2.5	14,328

事業部門の名称	従業員数(人)
企業情報部、業務支援部、業務推進部	155〔 〕
全社(共通)	36〔28〕
合計	191〔28〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
4. 従業員数が当事業年度において51人増加しておりますが、これは主として事業の拡大に伴う期中採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針、経営環境

当社は、「M&Aは、人の想いでできている。」をコーポレートスローガンとし、選択と集中のため事業や子会社を売却したい方、経営環境の変化に合わせるために事業や子会社を買収したい方、後継者不在で引き継ぎ先を探す必要に迫られている方、企業の更なる成長のために資金調達又は経営権の譲渡を望まれる方など、それぞれ企業の変化に合わせた経営体制の構築をM&Aを通じて支援することにより、広く社会に貢献することを企業理念としております。

具体的な取り組みについては、下記のとおりとしております。

当社は会社設立時から、公認会計士・税理士を中心とした会計分野の専門性を有するプロフェッショナル集団であり、中堅・中小企業のM&A仲介事業を主たる事業として展開してまいりました。引き続き、専門性の高い業務提供を行うことで、顧客が安心して満足できるM&Aを創出していく方針であります。

当社でのM&A仲介は、インターネットを積極的に活用しており、インターネット経由でのマッチングを強化するため、「M&A市場SMART」のWEBサイトの更新を図り、利便性を高めていく方針であります。一方、当社でのM&A仲介は、より多くの買収候補先を探索し、譲渡希望者に提案できることを目指しております。このため、日々の業務活動を通じて得られる買収ニーズをデータベース化し、これを活用することで相手先を探索するほか、提携金融機関からの紹介による探索など、マッチング手法の強化を図っていく方針でもあります。

M&Aの利便性やM&Aによる問題解決策を広く社会に認知していただけるよう「M&A Online」等のWEBサイトを通じた情報発信を拡充していく方針であります。また、譲渡希望企業より買収希望企業の数があるかに多く、買収ニーズがあるものの、現実的に買収できない企業が多く存在します。この状況を踏まえ、2020年4月から新サービス「プレマーケティングサービス」の提供を開始しました。このサービスは当社が買収希望企業の代わりに、譲渡希望企業の探索活動を一括して請け負い、M&A成約までのフルサポートを行います。当サービスを活用し、買収希望企業に買収を検討する機会をより多く提供していく方針であります。

現在の環境としては、オーナー社長の高齢化や後継者不在の企業数の増加を背景に、日本国内の中堅・中小企業のM&Aは拡大傾向にあります。一方で、M&Aは後継者不在の解決策に限定されるものではなく、中期的な事業の拡大を図るために、事業承継のM&A市場だけにとらわれず、選択と集中のためのM&A、グループ企業のM&A、スタートアップ企業のM&A、事業再生のためのM&A等、事業承継以外のM&A市場でも積極的に活動してまいります。これらの活動を推進するため新たなサービスの提供を検討してまいります。

当社は東京証券取引所の新市場区分において、プライム市場に移行いたします。プライム市場ではガバナンス体制をより高い水準とすることが求められており、当社はガバナンスの一層の充実を図るため、2021年2月に取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。また、サステナビリティについての取組みを推進していくため、今後、サステナビリティ推進委員会を設置し、M&A支援を通じたサステナビリティ課題への取組みを重視しながら、全社的な目標の設定及び具体的な取組みの策定を推進していく方針であります。

これらの経営方針及び取組みのもと、今後3年間において、下記のとおり成約組数及び売上高を増加させていくことを当面の目標としております。また、案件の成約に先立ち、案件の新規受託が必須となることから、成約組数達成のための先行指標となる新規受託件数も下記のとおり目標としております。これらの数値目標は、每期、その期の活動状況を踏まえ、見直す方針としております。

	2021年9月期 (実績)	2022年9月期 (目標)	2023年9月期 (目標)	2024年9月期 (目標)
成約組数(組)	151	206	284	342
売上高(百万円)	9,034	11,208	15,620	18,810
新規受託(件)	518	660	778	925

上記の目標達成には、M & A コンサルタントの増員も必要不可欠となり、今後については、下記のとおり増員を計画しております。

	2021年9月期 (実績)	2022年9月期 (計画)	2023年9月期 (計画)	2024年9月期 (計画)
M & A コンサルタント数(人)	155	181	215	256

なお、採用したコンサルタントについては、入社後1年間は収益貢献がほぼなく、2年目で1～2組の案件成約、3年目で2～3組の案件成約というように経験とともに成約数が増加することが一般的であります。

(2) 対処すべき課題

信用力の向上

中堅・中小企業の譲渡希望企業にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力に繋げる生涯における一大事であり、譲渡希望企業は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望企業にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡希望企業と買収希望企業がM & Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件の検討に関する会議を定期的開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

譲渡案件探索

M & A 仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M & Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、M & A 専門の情報サイト「M & A Online」上のコンテンツを充実させることで情報発信をさらに強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。

M & A活動エリア、M & A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡にオフィスを設置し、全国の実業をM & A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM & Aニーズへの十分な対応ができていないと判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応ができていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。その一環として、営業力強化と業務の効率化を図るため、2021年10月に名古屋オフィスの増床、同年11月に広島オフィスの新設と福岡オフィスの増床移転を実施いたします。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM & A市場は活性化している状況ではありますが、事業承継だけに限定することなく、選択と集中、スタートアップ企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM & Aニーズにも対応を図るとともに、M & Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M & A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。2021年10月に「イノベーション推進室」を設置し、スタートアップ企業のM & A促進への活動を強化してまいります。

人材の確保・育成

当社では、M & A仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM & Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M & A情報の共有等の施策を図ることとしております。また、新たにチーム制を導入し、チームとして多様な案件に対応することを通じて、個人の経験を高める施策も開始いたしました。当事業年度に入社したM & Aコンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。さらに、優秀なM & Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

案件の進捗管理

業績目標を達成する上では、個々案件の成約に向けた進捗管理が重要な課題になると認識しておりますが、案件の成約時期については、譲渡希望先と買収候補先のそれぞれの意向や意思決定手続等により左右され、当社で完全にコントロールできない面もあります。また最近では、譲渡希望先と買収候補先のいずれかが大企業となるケースも増えており、以前に比べると成約までの期間が長期化する傾向にあります。

当社では、コンサルタントが成約目標時期を譲渡希望先と買収候補先に示すとともに、当事者の意思決定プロセスも考慮し、スケジュール化することで、成約までの期間がさらに長期化することのないよう努めております。また全案件の進捗管理のため、毎週、案件の進捗状況を把握し、必要に応じた対策を図るようにしております。さらに、会計・法律などの専門家で構成された業務支援部を設置し、コンサルタントをサポートするとともに、専門知識が必要となる高度ないし複雑な案件も成約できる支援体制を整備しております。

これらの施策により、案件の進捗管理は徐々に改善されておりますが、さらに改善の余地はあると考えており、また、進捗管理の対象となる案件数も増加傾向にあることから、継続的に管理体制の見直しに努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。併せて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関連するリスクについて

M & A市場の低迷

中堅・中小企業のM & A市場は、1990年代以降、オーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題等を背景に拡大傾向にあります。また、今後も、ベンチャー企業の出口戦略としてのM & Aの活用やノンコア事業からの撤退手段としてのM & Aの活用等により、市場は更に拡大する可能性があるものと予測しており、当社でも様々なM & Aニーズに対応できるよう体制を整備しております。しかしながら、将来的に後継者問題解決策としてのM & A譲渡ニーズが減少に転ずること、金融市場の動向等によりM & A買収ニーズが減少に転ずること等を要因として、市場が縮小した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、過去にも、リーマンショックや東日本大震災を契機として、M & A買収ニーズの減少によりM & A市場が一時的に縮小した経緯もあり、類似した経済情勢の変化や自然災害の影響を受けて市場が低迷する可能性もあります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により経済環境が悪化することで、売り手が希望条件での譲渡が困難となり譲渡を先送りすることや、買い手が買収の検討を控えること等を要因として中堅・中小企業のM & A市場が一時的に縮小する可能性があります。

当面のところ、新型コロナウイルス感染症を除き当該リスクが顕在化する可能性は低いものと判断しておりますが、経済情勢の変化や自然災害はいつ発生してもおかしくないものとなります。また、日本国内における経済情勢悪化の度合いが大きいほど、発生した自然災害のエリアや災害規模が大きいほど、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は大きくなります。

M & Aに関する法的規制

現状、M & A仲介業務を直接的に規制する法令等はなく、許認可制度や資格制限もありません。しかしながら、今後、法令等の制定・改定により、M & A仲介業務に対する何らかの規制を受けることに至った場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、M & A取引又はM & A制度にかかる金融商品取引法、会社法、税法等の法改正が行われることで、社会におけるM & Aニーズも変化する可能性があり、その結果として、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

現在のところ、リスクが顕在化するような具体的な法改正は行われておりませんが、リスクが顕在化する可能性が生じた場合には、早期に、検討及び分析を行い、必要な対応を図る予定としております。

同業者との競合

M & A仲介事業は許認可制度や資格制限もないことに加え、事業の開始にあたり大規模な設備投資も不要であることから、相対的に参入障壁が低い事業であると判断しております。このため、大手事業者から個人事業者まで多数の事業者がM & A仲介事業を展開しており、今後も同業者間での競争が激しくなることが推測されます。

当社では、M & A仲介業務の差別化や顧客からの信頼を向上させるため、会議、研修、社内システムにより、これまでの経験により蓄積されたノウハウの社内共有、外部専門家による講習、従業員に対する専門的知識の教育を行うとともに、公認会計士・税理士等の有資格者やM & A実務経験者の積極的な採用をするなどの施策を講じて対応を図っておりますが、競合他社との競争が激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関連するリスクについて

案件成約の遅延

M & A 仲介事業は、譲渡先と買収先の意向に従い、受託から成約までの一連の業務が進められております。当社は両者のマッチングが円滑に進み、早期に成約に至るよう取り組んでおり、案件の進捗管理を適時に実施しておりますが、両者での条件交渉が難航することや、買収先が手配して実施するデューデリジェンス作業が遅延すること等を要因として、予定通りに案件が進まない場合も想定されます。この結果、当社の事業年度別の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

近年は、当社の顧客である譲渡企業と買収企業のどちらかが大企業となる案件も増えてきていること等に伴い、当初予定に比べ成約までの期間がやや長期化する傾向となりましたが、今後については、成約までの期間が更に長期化する可能性は低いものの、同様の傾向が続くものと判断しております。

業績の変動

M & A 仲介事業は、受託する案件の規模により、成約報酬も異なっております。当社では、受託案件数を増やすことにより、業績が大きく変動しないよう取り組んでおりますが、案件成約数の一時的な変動や成約案件規模の大小により、四半期又は事業年度毎の一定期間で区切ってみた場合に、期間毎の業績が大きく変動する可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の獲得、確保、育成

当社が事業を拡大していくには、優秀なM & A コンサルタントの獲得、育成、維持が重要な課題であると認識し、これに取り組んでおります。しかしながら、人材を適時に確保できない場合、人材が大量に社外流出してしまった場合、あるいは人材育成が計画通りに進展しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

とくに、当社は当事業年度末現在の従業員数191名の小規模な組織形態であることから、従業員が欠けるような事態に至った場合の経営成績及び財政状態への影響は相対的に大きいものと考えられます。

情報セキュリティの管理

当社は、顧客から情報を入手するに際して、秘密保持契約等を締結し、顧客に対して守秘義務を負っております。当社では、顧客から入手した情報が漏洩しないよう、社内規程を整備し、情報の保管管理を徹底するとともに、役職員に対しても守秘義務に関する教育を行う等の施策を講じております。しかしながら、不測の事態等により、守秘義務の対象となる情報が漏洩した場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在のところ、当該リスクが発生する可能性のある要因は認識しておりません。

個人情報管理

当社は、メールマガジンの登録及びセミナーの受講等において、個人情報を取得する場合があります。当社では「個人情報の保護に関する法律」に従い、社内規程を整備し、個人情報の厳正な管理を行っております。このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在のところ、当該リスクが発生する可能性のある要因は認識しておりません。

(3) その他のリスクについて

大株主及び当社代表取締役について

当社代表取締役 荒井邦彦は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、荒井邦彦の資産管理会社である株式会社K & Companyとあわせて、当事業年度末現在、当社株式の47.3%を所有する大株主であるとともに、経営においても重要な役割を担っております。当社では、過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、マネジメント層の採用・育成を図っておりますが、現時点において当該役員に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、何らかの理由により同氏が当社の経営を行うことが困難な状態となり、また、後任となる経営層の採用・育成が進展していなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

継続的にマネジメント層の充実を図り、中長期的な観点で当該リスクへの対応を図っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

当社は決算期変更に伴い、当事業年度は13ヶ月の変則決算となっております。このため、前事業年度との比較は行っておりませんが、参考情報として前事業年度12ヶ月の実績値を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

1) 財政状態

(資産の部)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ1,770百万円増加し、9,981百万円となりました。これは主として売掛金が887百万円、現金及び預金が695百万円増加したことによるものであります。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ142百万円増加し、977百万円となりました。これは主として、敷金が98百万円減少したものの、建物が149百万円、工具、器具及び備品が65百万円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ72百万円減少し、1,881百万円となりました。これは主として買掛金が76百万円増加したものの、未払法人税等が152百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ1,986百万円増加し、9,077百万円となりました。これは、主として、利益剰余金が配当により458百万円減少したものの、当期純利益により2,395百万円増加したことによるものであります。

2) 経営成績

当事業年度においては、151組の案件が成約（前事業年度134組）し、売上高は9,034百万円（前事業年度6,916百万円）となりました。売上原価は、売上に伴うインセンティブ給与やM & Aコンサルタントの増員により人件費2,275百万円の計上と案件にかかる紹介料841百万円の計上により、3,309百万円（前事業年度2,398百万円）、販売費及び一般管理費は、給与手当及び賞与538百万円や役員報酬335百万円の計上、地代家賃328百万円の計上等により、2,273百万円（前事業年度1,536百万円）となった結果、営業利益は3,451百万円（前事業年度2,981百万円）となりました。これらの結果を受け経常利益は、3,475百万円（前事業年度2,983百万円）となりました。また、投資有価証券を売却し、特別利益として投資有価証券売却益を4百万円計上した一方、特別損失として投資有価証券売却損を69百万円計上した結果、当期純利益は2,395百万円（前事業年度2,202百万円）となりました。

なお、当社はM & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、8,567百万円と前事業年度末と比べ695百万円の増加となりました。主な増減要因は、下記のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,500百万円(前事業年度は2,888百万円の収入)となりました。これは主に、法人税等の支払額が1,192百万円、売上債権の増加が887百万円あったものの、税引前当期純利益を3,410百万円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は400百万円(前事業年度は133百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が278百万円、敷金及び保証金の差入による支出が51百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は404百万円(前事業年度は277百万円の支出)となりました。これは主に、自己株式の処分による収入が54百万円あったものの、配当金の支払額が458百万円あったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)
M & A 仲介事業	9,034,500
合計	9,034,500

(注) 1. 決算期変更に伴い、当事業年度は13か月決算となっておりますので、前期比については記載しておりません。

2. 当社は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関わる記載は省略しております。

3. 前事業年度及び当事業年度の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

4. 前事業年度及び当事業年度におけるM & A 成約組数の実績は次のとおりであります。

分類の名称	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)
M & A 成約組数	134	151

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。

また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものとして見積りを行っております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ1,770百万円増加し、9,981百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・配当金の支出があったものの、当初計画を超える経営成績を達成したことにより現金及び預金が695百万円増加しました。
- ・事業年度末直前での大型案件の成約により、売掛金が887百万円増加しました。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ142百万円増加し、977百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・本社オフィスの移転等による設備投資により、有形固定資産が219百万円増加しました。
- ・投資有価証券評価損の計上等により、投資有価証券が38百万円減少しました。

(負債の部)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ72百万円減少し、1,881百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・売上及び利益の増加等に伴う賞与の増加、業績連動役員報酬の増加等で未払金が76百万円増加しました。
- ・法人税等の中間納付の増加に伴い、未払法人税等が152百万円減少しました。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ1,986百万円増加し、9,077百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・利益剰余金が配当により458百万円減少したものの、当期純利益により2,395百万円増加しました。

b. 経営成績の分析

(活動状況・取り組み)

当事業年度において、当社は新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、WEBセミナーの開催やWEB会議システムによる面談を活用し、新規顧客獲得や成約活動に努めてまいりました。また、業種別にWEB広告や提案型営業を展開し、幅広くM&Aニーズの発掘に取り組みました。

営業面におきましては、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM&A人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。

人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当事業年度においてM&Aコンサルタントを44名増員しました。従業員の増加に伴い2021年5月に本社オフィスを移転いたしました。

また、2021年7月には料金体系の見直しを行い、譲渡希望者から受領する着手金を廃止いたしました。

このような取り組みの結果、新規受託は目標(482件)を上回り、518件の実績を達成することができました。

(売上高)

当事業年度の売上高は9,034百万円(前事業年度6,916百万円)と過去最高となりました。この主な要因は、成約組数が目標(191組)に届かなかったものの、151組の成約(前事業年度134組)があり成約数が増加するとともに、大型案件の成約が17組(前事業年度16組)となり、全体的に成約単価が上昇したことによるものであります。

成約組数について、当初目標が達成できなかったのは、コロナ禍が長期化することで業績に影響を受ける中小企業が拡大傾向にあり、M&Aでの交渉にも影響が現れ、条件交渉の長期化や相手先探索が長期化する案件が小型案件を中心に発生したことが要因と判断しております。

成約単価については、売上高を成約組数で除した金額ベースで、前事業年度は51百万円のところ当事業年度は59百万円と上昇しております。

大型案件の成約数の増加及び成約単価の上昇については、当社への信用力及び知名度が向上したこと及び営業力が強化したことが要因と分析しております。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は3,309百万円(前事業年度2,398百万円)となりました。この主な要因は、売上に伴うインセンティブ給与やM&Aコンサルタントの増員による人件費2,275百万円の計上と案件にかかる紹介料841百万円を計上したことによるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は5,725百万円(前事業年度4,518百万円)となりました。

(営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は2,273百万円(前事業年度1,536百万円)となりました。この主な要因は、給与手当及び賞与538百万円や役員報酬335百万円の計上や地代家賃328百万円の計上によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は3,451百万円(前事業年度2,981百万円)となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は24百万円(前事業年度2百万円)となりました。この主な要因は、受取損害賠償金20百万円の計上によるものであります。

当事業年度の営業外費用は発生しませんでした。

この結果、当事業年度の経常利益は3,475百万円(前事業年度2,983百万円)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の特別利益は4百万円(前事業年度225百万円)となりました。

当事業年度の特別損失は69百万円(前事業年度36百万円)となりました。

また、当事業年度の法人税等は1,014百万円(前事業年度969百万円)となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は2,395百万円(前事業年度2,202百万円)となりました。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の運転資金需要の主なものは、人材の獲得、維持にかかる人件費、営業継続のための物件維持費及びシステム維持費、将来の顧客獲得のため又は顧客の利便性や当社サービス向上のための広告宣伝費及びシステム改良費等の営業費用であります。

現時点で予定されている重要な資本的支出はありませんが、当社がM & Aにより企業買収することは常に視野に入れており、買収資金として活用する可能性はあります。

当社としては、不測の事態や競合会社とのサービス競争も想定し、十分な資金を自己資金(内部留保により)として確保しながら、必要に応じて銀行借入で調達する方針としております。なお、当事業年度末での銀行借入はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は281百万円であり、その主な内訳は、本社移転に伴う有形固定資産の取得等でありました。このほか、翌事業年度に予定している名古屋オフィスの増床、広島オフィスの開設、福岡オフィスの移転に伴い、敷金を新たに51百万円差し入れております。

また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社はM & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	業務施設	179,592	84,474	3,629	267,696	149 〔28〕
大阪オフィス (大阪府大阪市中央区)	業務施設	15,778	4,854		20,633	17 〔 〕

- (注) 1. 当社はM & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。なお、下記金額に消費税等は含まれておりません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	業務施設	253,446
大阪オフィス (大阪府大阪市中央区)	業務施設	19,873

(注) 本社は2021年5月に移転しており、年間賃借料は移転前と移転後の合計を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,354,200	19,354,200	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準株式であります。 また、1単元の株式数は100 株であります。
計	19,354,200	19,354,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年11月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 19名
新株予約権の数(個) 1	965 [954] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類 1	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	193,000 [190,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) 1 2	2,458 (注) 2
新株予約権の行使期間 1	2019年12月1日～2022年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) 1 2	発行価格 2,458 資本組入額 1,229 (注) 3
新株予約権の行使の条件 1	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 1	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 1	(注) 5

1. 当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。
2. 2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。これに伴い、新株予約権行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を算定しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注)3記載の資本金等増加限度額から、(注)3に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2018年8月期における当社の損益計算書（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）に記載された営業利益（本新株予約権の発行に伴い計上される費用を除くものとする。以下同様。）が13億円を超過しており、かつ、2019年8月期乃至2020年8月期のいずれかの期における営業利益が20億円を超過した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等

を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注) 5 に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年9月1日～ 11月30日(注)1	27,500	2,999,600	3,272	434,540	3,272	412,290
2016年12月1日 (注)2	5,999,200	8,998,800	-	434,540	-	412,290
2016年12月1日～ 2017年5月31日 (注)1	522,000	9,520,800	20,880	455,420	20,880	433,170
2017年6月22日 (注)3	156,300	9,677,100	368,320	823,741	368,320	801,491
2018年6月1日 (注)4	9,677,100	19,354,200	-	823,741	-	801,491

- (注) 1. 新株予約権の権利行使
 2. 2016年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
 3. 有償一般募集
 発行価格 1株につき 4,972円
 発行価額 1株につき 4,713円
 資本組入額 1株につき 2,356.5円
 4. 2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		23	40	80	132	25	5,736	6,036	-
所有株式数(単元)		27,649	3,141	57,035	22,983	111	82,541	193,460	8,200
所有株式数の割合(%)		14.29	1.62	29.48	11.88	0.06	42.67	100.00	-

(注)自己株式228,021株は、「個人その他」に2,280単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社K & Company	東京都新宿区西新宿6丁目10番1号日土地西新宿ビル8階	5,400,000	28.23
荒井 邦彦	東京都練馬区	3,647,000	19.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	902,700	4.72
金田 和也	東京都目黒区	612,000	3.20
石塚 辰八	東京都清瀬市	577,800	3.02
鈴木 伸雄	東京都渋谷区	540,000	2.82
大同生命保険株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	498,000	2.60
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	454,000	2.37
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111(東京都中央区日本橋3丁目11-1)	346,375	1.81
中村 康一	東京都文京区	340,600	1.78
計		13,318,475	69.63

(注)上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 295,800株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 228,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,118,000	191,180	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,200		
発行済株式総数	19,354,200		
総株主の議決権		191,180	

(注)単元未満株式には、当社保有の自己株式21株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ストライク	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	228,000		228,000	1.18
計		228,000		228,000	1.18

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	38	165,490
当期間における取得自己株式	38	166,060

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストック・オプションとしての新株予約権の行使による減少)	22,200	46,081	2,200	4,568
保有自己株式数	228,021		225,859	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当事業年度より配当性向を5%引き上げ、当期純利益の概ね25%を目標としております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源及び新サービスや新規事業(M&Aを含む)の財源として利用していく予定であります。

第25期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式1株当たり32円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、第25期事業年度の配当性向は25.5%となりました。

なお、第25期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年12月23日 定時株主総会決議	612,037	32

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、「M&Aは、人の想いでできている。」のコーポレートスローガンの下、当社を取り巻くステークホルダーの利益を守り、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の健全性、効率性、透明性の視点からコーポレート・ガバナンスの強化に努め、更なる改善を図り、持続的な企業成長を目指すことを基本方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、会社法上の機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、業務執行機能を強化するため執行役員制度を導入するとともに、日常的に生ずる課題に迅速に対応し、情報を共有するために経営会議・営業会議を設置しております。なお、取締役会における意思決定プロセスの公正性、透明性および客観性を向上させるため、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。また、有効な内部統制を構築するために内部監査室を設置し、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。更に、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

a 取締役会

当社の取締役会は、女性1名を含む取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、そのうち2名が独立社外取締役となります。毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令・定款に定められた事項、取締役会規程に従い、当社の業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。当社独立社外取締役2名の内訳は、企業経営者1名、公認会計士1名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な視点で、取締役会への助言及び監視を行っております。2021年9月期の取締役会は、19回開催しております。全取締役が全ての取締役会に出席しております。提出日現在の取締役は以下のとおりです。

荒井邦彦(議長、代表取締役社長)

鈴木伸雄(取締役副社長)

金田和也(常務取締役)

中村康一(取締役)

田代正明(社外取締役)

小駒望(社外取締役)

<指名・報酬諮問委員会>

取締役会における意思決定プロセスの公正性、透明性および客観性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。

指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数が独立社外取締役であり、取締役会からの諮問に基づき、取締役の指名・報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申を行います。提出日現在の委員は以下のとおりです。

荒井邦彦(委員長、代表取締役社長)

田代正明(社外取締役)

小駒望(社外取締役)

b 監査役会・監査役

監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常の業務活動を監査しております。社外監査役は、経営経験者、公認会計士・税理士、弁護士であり、それぞれの経験を生かした視点で監査しております。

監査役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討、監査役相互の情報共有等を行っております。2021年9月期の監査役会は、15回開催しております。全監査役が全ての監査役会に出席しております。提出日現在の監査役は以下のとおりです。

荒木二郎(議長、常勤社外監査役)

寿藤聡(社外監査役)

黒松百亜(社外監査役)

c 執行役員

当社は、業務執行機能を強化し、機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は、10名(うち取締役との兼務は2名)で、任期は選任後1年以内に終了する事業年度の末日としております。

d 経営会議

適宜、常勤取締役から構成される経営会議を開催し、業務執行の状況報告、重要な問題事項の討議、経営課題や将来展開等の検討を行っております。2021年9月期は、19回開催しております。

荒井邦彦(代表取締役社長)

鈴木伸雄(取締役副社長)

金田和也(常務取締役)

中村康一(取締役)

e 本部営業会議

毎週1回、営業に関連する部門の担当取締役、執行役員、部長から構成される本部会議を開催し、案件の進捗状況や受託状況についての検討、日常的に発生する問題事項の討議を行い、意思決定の迅速化と業務遂行の効率化を図っております。

鈴木伸雄(取締役副社長)

金田和也(常務取締役兼執行役員)

中村康一(取締役兼執行役員)

石塚辰八(執行役員兼マーケティング部長)

水ノ上浩光(執行役員兼業務推進部長)

渋谷大(執行役員兼業務支援部長)

相良史明(執行役員兼法人戦略部長)

和久田敏弘(執行役員兼企業情報第2部長)

橋口和弘(執行役員兼事業法人部長)

奥崎強司(執行役員兼情報システム部長)

廣田尚登(コンサルティング部長)

山田博照(成長戦略部長)

小林尚希(札幌営業部長)

岡田和也(大阪営業部長)

久留孝宜(福岡営業部長)

吉本和巨(高松営業部長)

小林純也(名古屋営業部)

f コンプライアンス推進委員会

当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。取締役の中村康一が委員長となり、2名の委員（森井聡、矢代博幸）で構成されており、必要に応じて開催する方針としております。

g 内部監査

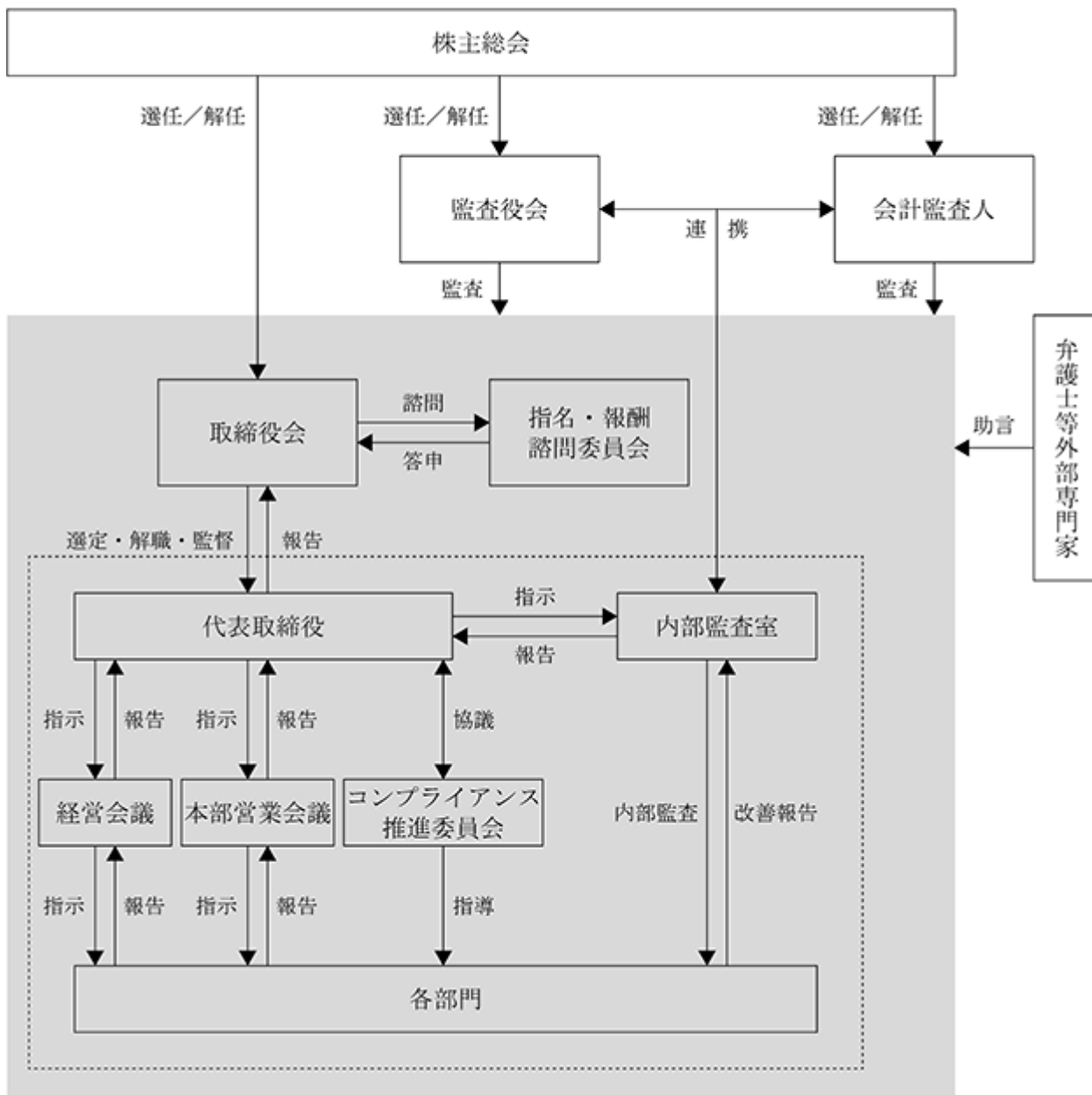
当社は、社長直轄組織である内部監査室（内部監査室長 吉田正幸）を設け、法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

h 会計監査人

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



企業統治に関するその他の事項

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
 - ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
 - ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
 - ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。
- f 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
 - ・監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・毎月定期的にと取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
- h 監査役職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
 - ・監査役会は、毎年、監査役職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- i その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役は、監査役職務の監査環境の整備、向上に協力する。
 - ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、リスク管理規程を定めるとともに、日常的に発生するリスクについては経営会議において報告・検討され、未然防止及び早期対応を図るよう努めております。例外的又は突発的なリスクに関しては、必要に応じてリスク管理委員会を設置して、対応を図る予定としております。

また、リスクの未然防止のために、コンプライアンス推進委員会が中心となり、役職員のコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス遵守を優先する組織風土の構築のための施策を検討するとともに、各部門への指導を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、環境変化に対応して、機動的な資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外取締役及び監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	荒井 邦彦	1970年11月19日生	1993年4月 1997年7月 1999年6月 2005年6月 2005年10月	太田昭和監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人)入所 当社設立、代表取締役社長就任 (現任) ㈱ティン監査役 ㈱アミューズ監査役 ㈱セルバンク取締役	(注)3	9,047,000 (注)5
取締役 副社長	鈴木 伸雄	1948年11月28日生	1972年4月 1989年8月 1992年12月 1995年5月 2002年6月 2003年11月 2008年4月 2009年6月 2009年8月	協和銀行(現 ㈱りそな銀行)入行 協和フィナンシャルフュー チャーズ(シンガポール)取締役 社長 ㈱あさひ銀行(現 ㈱りそな銀 行) 長岡支店長 ㈱あさひ銀行(現 ㈱りそな銀 行) シカゴ支店長 あさひ銀事業投資(現 りそな キャピタル(株))取締役 当社入社 ㈱ISホールディングス取締役 当社取締役副社長就任(現任) ㈱セルバンク取締役(現任)	(注)3	540,000
常務取締役 執行役員 コンサルティング本部担当	金田 和也	1981年8月13日生	2006年12月 2009年7月 2013年12月 2017年11月 2018年9月 2021年12月	あずさ監査法人(現 有限責任あ ずさ監査法人)入所 当社入社 当社執行役員第二企業情報部長 当社取締役就任 執行役員第二企業情報部長、第 三企業情報部長 当社取締役兼執行役員企業情報 部担当 当社常務取締役兼執行役員コン サルティング本部担当(現任)	(注)3	612,000
取締役 執行役員 管理部担当	中村 康一	1974年6月24日生	1999年10月 2005年1月 2005年8月 2014年2月 2014年11月 2018年9月	太田昭和監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人)入所 公認会計士中村康一事務所開業 中村康一税理士事務所開業 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員管理部長 当社取締役兼執行役員管理部担 当(現任)	(注)3	340,600
取締役	田代 正明	1941年12月10日生	1965年4月 2003年6月 2004年2月 2005年3月 2005年4月 2005年6月 2010年6月 2015年11月	オリエンツ・リース(株)(現 オ リックス(株))入社 同社常務執行役 同社専務執行役 ㈱大京取締役 同社代表取締役社長 同社取締役兼代表執行役社長 同社相談役 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	小駒 望 (戸籍名: 今岡 望)	1980年7月31日生	2006年12月 2008年4月 2010年11月 2012年8月 2016年6月 2018年6月 2019年11月	新日本有限責任監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所 パレスキャピタル(株)入社 小駒望公認会計士事務所代表 (現任) 虎ノ門有限責任監査法人社員(現 任) ユナイテッド(株)社外監査役(現 任) ㈱FIS社外監査役(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	荒木 二郎	1950年2月24日生	1972年4月 1999年6月 2004年6月 2006年6月 2008年6月 2009年8月 2012年6月 2014年7月 2015年8月	住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))入社 同社執行役員 神戸支店長 同社代表取締役 専務執行役員 住信リース(株)(現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株))代表取締役社長 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))顧問、住友不動産(株)顧問 三協・立山ホールディングス(株)監査役 三協立山(株)監査役 当社監査役就任(現任) 三協立山(株)取締役(監査等委員)	(注)4	29,800
監査役	寿藤 聡	1964年5月7日生	1987年10月 1992年7月 1998年6月 2002年8月 2006年10月 2008年4月 2010年4月 2015年1月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 寿藤聡公認会計士事務所開業 当社監査役就任(現任) 税理士法人ブレイン総合会計代表社員 (株)パートナーズ・ホールディングス取締役 (株)パートナーズ・コンサルティング代表取締役 (株)パートナーズ・アセット・アドバイザー代表取締役 (株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役 寿藤会計事務所入所 税理士法人ブレイン総合会計代表(現任)	(注)4	34,000
監査役	黒松 百亜	1974年8月22日生	2001年12月 2004年3月 2015年11月	弁護士登録、御正・市原法律事務所入所 田邨・大橋・横井法律事務所(現 晴海協和法律事務所)入所(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	
計						10,603,400

- (注) 1. 取締役田代正明、小駒望は、社外取締役であります。
2. 監査役荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年12月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年11月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長荒井邦彦の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社K & Companyが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役との兼任者2名に加え、執行役員法人戦略部長 相良史明、執行役員企業情報第2部長 和久田敏弘、執行役員事業法人部長 橋口和弘、執行役員業務支援部長 渋谷大、執行役員広報部長 日高広太郎、執行役員マーケティング部長 石塚辰八、執行役員業務推進部長 水ノ上浩光、執行役員情報システム部長 奥崎強司の計10名で構成されております。
7. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
臼井 壮之介	1953年11月15日生	1976年4月 2000年7月 2015年4月 2018年6月	大同生命保険相互会社(現 大相生命保険(株))入社 大同生命保険相互会社(現 大同生命保険(株))取締役 (株)T&Dホールディングス取締役副社長執行役員 岡三証券(株)社外監査役(現任)	

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外取締役と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役である田代正明氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験があり、小駒望氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、いずれも社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社の社外監査役は3名であり、社外監査役と当社の間には人的関係、重要な資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役のうち、荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役のうち、黒松百垂氏は弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。いずれも社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって、当社と利害関係がなく、独立性を保持していること、高い専門性及び豊富な経営経験を有していることを選任の基準としております。また、当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。

なお、当社の社外役員に係る独立性判断基準は以下のいずれの基準にも該当しない者としております。

<社外役員の独立性判断基準>

- a. 当社の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
- b. 当社の主要な取引先（双方いずれにおいても直近事業年度売上高の2%超）とする者または業務執行者
- c. 当社の大株主（直近事業年度における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者）またはその業務執行者である者
- d. 当社から多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- e. 当社の会計監査またはその社員等として当社の監査業務を担当している者
- f. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方の売上高または取引額の2%超えかつ1,000万円以上）
- g. 当社の取締役、執行役員等、従業員の二親等以内の親族。
- h. 過去3年間に於いて、当社の取締役、執行役員等、従業員のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- i. 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役については、会計監査人と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、両方で連携を図っております。更に、社外取締役及び社外監査役は内部監査人とも定期的に面談を行うことで、内部監査人とも連携しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部担当取締役が窓口となつて、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、情報が把握できる体制としております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査は、3名の社外監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されております。常勤監査役の荒木二郎は経営経験があり、非常勤監査役の寿藤聡は公認会計士の資格を有し、非常勤監査役の黒松百亜は弁護士の資格を有しております。

常勤監査役は、取締役会への出席のほか、経営会議への出席、取締役及び従業員からの個別の意見聴取、社内資料の定期的な閲覧、事業所への視察等を通じて、社内情報を集積するとともに、取締役の経営判断や職務遂行の監査を行っております。

また、定期的に監査役会を開催し、非常勤監査役との情報共有を行うとともに、非常勤監査役の持つ専門性を生かして、適切な監査判断ができる体制としております。監査役会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、監査報告、会計監査人の評価等であり、監査役会は、2021年9月期に15回開催されました。各監査役の出席状況は以下の表のとおりであります。

地位	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役（社外）	荒木 二郎	100%（15回 / 15回）
社外監査役	寿藤 聡	100%（15回 / 15回）
社外監査役	黒松 百亜	100%（15回 / 15回）

内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を2名配置し、内部監査規程に従い、内部監査を実施しております。

内部監査人、監査役及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、改善状況を監督又は確認しております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

2013年以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：椎名 弘

指定有限責任社員 業務執行社員：和久 友子

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、公認会計士試験合格者等4名

e. 会計監査人の選定方針と理由

当社は、監査法人の概要、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施体制、監査報酬の見積額等に関する資料を入手し、質問・面談等を行ったうえで総合的に判断しております。

また、当社は、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、専門性、監査計画の内容、監査の実施内容及び品質に対して評価を行っており、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
14,000		14,200	6,500

当事業年度の非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である財務デューデリジェンス業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、役位、職務内容、職務量等を踏まえて、取締役会の決議により決定する方針としております。業績連動報酬の支給額決定に際しては、独立社外取締役へ諮問し、答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、決定方針については、2021年2月19日開催の取締役会にて決定しております。

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額は、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額 = 営業利益（業績連動報酬控除前）× 業績達成係数

業績達成係数

営業利益が期初計画を上回る場合：5%

営業利益が期初計画の90%を下回る場合：0%

営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合：

$5\% \times (\text{達成率} - 90\%) / (100\% - 90\%)$

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の営業利益（業績連動報酬控除前）の目標額は3,247百万円、実績額は3,636百万円で期初計画を上回る結果となりました。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

第26期以降の取締役の個人別の報酬等の内容については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定いたします。

(監査役)

監査役報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査役の基本報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

監査役報酬額は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	302,600	119,600	183,000		4
監査役 (社外監査役を除く。)					
社外取締役	11,700	11,700			2
社外監査役	18,200	18,200			3

役員ごとの報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(千円)			報酬の総額
			基本報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
金田 和也	取締役	提出会社	45,500	95,000		140,500

(注) 報酬等の総額が1億円以上であるものに限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
重要事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引関係の維持・強化等事業上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に繋がるか否かを判断し、該当する株式を純投資目的以外の投資株式(政策保有株式)、それ以外を純投資目的株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当する投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	7	80,962	5	100,260
非上場株式以外の株式	2	8,235	3	27,275

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	340			69,264
非上場株式以外の株式	60	4,000	2,225	

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年9月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．決算期変更について

2020年11月25日開催の第24期定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を8月31日から9月30日に変更いたしました。

したがって、当事業年度は2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月間となっております。

4．連結財務諸表について

子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

5．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等への確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナーへ参加するほか、財務・会計の専門誌の定期購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,871,870	8,567,428
売掛金	293,725	1,181,143
前払費用	47,640	88,094
その他	4,427	156,479
貸倒引当金	6,235	11,559
流動資産合計	8,211,428	9,981,586
固定資産		
有形固定資産		
建物	108,219	253,956
減価償却累計額	29,944	26,438
建物（純額）	78,274	227,518
工具、器具及び備品	72,707	148,799
減価償却累計額	34,863	45,567
工具、器具及び備品（純額）	37,844	103,231
建設仮勘定		4,541
有形固定資産合計	116,118	335,291
無形固定資産		
ソフトウェア	5,184	4,229
無形固定資産合計	5,184	4,229
投資その他の資産		
投資有価証券	127,536	89,198
長期前払費用		33,699
繰延税金資産	100,547	128,629
その他	485,085	386,331
投資その他の資産合計	713,168	637,858
固定資産合計	834,471	977,379
資産合計	9,045,900	10,958,966

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,882	186,890
未払金	700,882	777,324
未払費用	15,155	
未払法人税等	793,203	640,693
預り金	14,700	110,238
その他	320,045	166,784
流動負債合計	1,954,870	1,881,930
負債合計	1,954,870	1,881,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,741	823,741
資本剰余金		
資本準備金	801,491	801,491
その他資本剰余金		8,885
資本剰余金合計	801,491	810,377
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,974,078	7,911,295
利益剰余金合計	5,974,078	7,911,295
自己株式	519,312	473,397
株主資本合計	7,079,998	9,072,017
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,122	1,544
評価・換算差額等合計	7,122	1,544
新株予約権	3,909	3,474
純資産合計	7,091,030	9,077,036
負債純資産合計	9,045,900	10,958,966

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 9月30日)
売上高	6,916,705	9,034,500
売上原価	2,398,648	3,309,298
売上総利益	4,518,056	5,725,201
販売費及び一般管理費	1,536,634	2,273,946
営業利益	2,981,421	3,451,255
営業外収益		
受取利息	168	3,397
受取配当金	1,870	400
受取損害賠償金		20,400
その他	33	185
営業外収益合計	2,072	24,383
経常利益	2,983,494	3,475,638
特別利益		
投資有価証券売却益	225,000	4,000
新株予約権戻入益	194	36
特別利益合計	225,194	4,036
特別損失		
投資有価証券評価損	36,598	69,264
特別損失合計	36,598	69,264
税引前当期純利益	3,172,090	3,410,409
法人税、住民税及び事業税	1,025,720	1,040,315
法人税等調整額	56,212	25,620
法人税等合計	969,508	1,014,695
当期純利益	2,202,581	2,395,713

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	1	1,549,269	64.6	2,275,330	68.8
経費	2	849,379	35.4	1,033,967	31.2
売上原価		2,398,648	100.0	3,309,298	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)	
1	人件費の主な内訳は次のとおりであります。 給与手当 569,109千円 賞与 854,840千円	1	人件費の主な内訳は次のとおりであります。 給与手当 872,634千円 賞与 1,224,766千円
2	経費の主な内訳は次のとおりであります。 案件紹介料 706,016千円 旅費交通費 115,506千円 外注作業費 6,860千円	2	経費の主な内訳は次のとおりであります。 案件紹介料 841,234千円 旅費交通費 156,461千円 外注作業費 16,797千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	823,741	801,491		801,491	4,048,506	4,048,506	518,618	5,155,122
当期変動額								
剰余金の配当					277,010	277,010		277,010
当期純利益					2,202,581	2,202,581		2,202,581
自己株式の取得							694	694
自己株式の処分								
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計					1,925,571	1,925,571	694	1,924,876
当期末残高	823,741	801,491		801,491	5,974,078	5,974,078	519,312	7,079,998

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,955	2,955	4,104	5,162,181
当期変動額				
剰余金の配当				277,010
当期純利益				2,202,581
自己株式の取得				694
自己株式の処分				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	4,166	4,166	194	3,972
当期変動額合計	4,166	4,166	194	1,928,848
当期末残高	7,122	7,122	3,909	7,091,030

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	823,741	801,491		801,491	5,974,078	5,974,078	519,312	7,079,998
当期変動額								
剰余金の配当					458,496	458,496		458,496
当期純利益					2,395,713	2,395,713		2,395,713
自己株式の取得							165	165
自己株式の処分			8,885	8,885			46,081	54,967
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計			8,885	8,885	1,937,217	1,937,217	45,915	1,992,019
当期末残高	823,741	801,491	8,885	810,377	7,911,295	7,911,295	473,397	9,072,017

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7,122	7,122	3,909	7,091,030
当期変動額				
剰余金の配当				458,496
当期純利益				2,395,713
自己株式の取得				165
自己株式の処分				54,967
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	5,578	5,578	435	6,013
当期変動額合計	5,578	5,578	435	1,986,005
当期末残高	1,544	1,544	3,474	9,077,036

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	3,172,090	3,410,409
減価償却費	34,956	63,416
投資有価証券評価損益(は益)	36,598	69,264
投資有価証券売却損益(は益)	225,000	4,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,219	5,324
受取利息及び受取配当金	2,038	3,797
受取損害賠償金		20,400
売上債権の増減額(は増加)	209,136	887,417
仕入債務の増減額(は減少)	5,399	76,007
未払金の増減額(は減少)	114,046	73,723
未払消費税等の増減額(は減少)	163,123	119,048
その他	6,257	8,071
小計	3,505,273	2,671,554
利息及び配当金の受取額	2,038	573
損害賠償金の受取額		20,400
法人税等の支払額	618,323	1,192,523
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,888,988	1,500,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	56,911	278,313
無形固定資産の取得による支出	5,548	600
投資有価証券の取得による支出		49,966
投資有価証券の売却による収入	230,000	15,000
敷金及び保証金の差入による支出	301,725	51,877
敷金及び保証金の回収による収入	3,409	
その他	2,340	34,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	133,116	400,348
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	694	165
自己株式の処分による収入		54,567
配当金の支払額	276,887	458,499
財務活動によるキャッシュ・フロー	277,582	404,097
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,478,290	695,557
現金及び現金同等物の期首残高	5,393,580	7,871,870
現金及び現金同等物の期末残高	7,871,870	8,567,428

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

M & A 仲介事業の収益の計上基準

・基本合意報酬

譲渡企業と買収企業の間で基本合意(独占交渉権の付与等含む)がなされた時点で収益を認識しております。

・成約報酬

譲渡企業と買収企業の間で締結された株式譲渡等の最終契約に基づく、譲渡対象物(株式等)の引渡し等が実行された時点で収益を認識しております。なお、引渡しが複数回に分かれる場合は、初回取引実行時に収益を認識しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、上記を開示しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行业務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行业務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行业務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、ありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「敷金」478,235千円、「その他」6,850千円は、「その他」485,085千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、財務諸表作成時点までに入手可能な情報に基づき、会計上の見積りにおいて新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものとして当事業年度の見積りを行っております。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額、並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	288,000千円	335,051千円
給与手当	346,695千円	420,924千円
賞与	71,911千円	117,531千円
地代家賃	191,218千円	328,778千円
減価償却費	34,956千円	63,416千円
貸倒引当金繰入額	3,219千円	5,324千円
広告宣伝費	77,060千円	142,808千円
おおよその割合		
販売費	25%	23%
一般管理費	75%	77%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,354,200			19,354,200
合計	19,354,200			19,354,200
自己株式				
普通株式	250,036	147		250,183
合計	250,036	147		250,183

(注)変動事由の概要

普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による取得 147株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第2回ストック・オプションとしての 新株予約権						3,909
合計						3,909

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月26日 定時株主総会	普通株式	277,010	14.50	2019年8月31日	2019年11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月25日 定時株主総会	普通株式	458,496	利益剰余金	24.00	2020年8月31日	2020年11月26日

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,354,200			19,354,200
合計	19,354,200			19,354,200
自己株式				
普通株式	250,183	38	22,200	228,021
合計	250,183	38	22,200	228,021

(注)変動事由の概要

普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による取得 38株

普通株式の自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による処分 22,200株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第2回ストック・オプションとしての 新株予約権						3,474
合計						3,474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月25日 定時株主総会	普通株式	458,496	24.00	2020年8月31日	2020年11月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月23日 定時株主総会	普通株式	612,037	利益剰余金	32.00	2021年9月30日	2021年12月24日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	7,871,870千円	8,567,428千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	7,871,870千円	8,567,428千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達する方針としております。一時的な余資は主に定期預金、投資有価証券で運用し、また短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として国内の上場及び非上場企業の株式を投資対象とした投資有価証券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理(取引先の契約不履行等に係るリスク)

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(投資先企業)の財政状態等を把握し、保有状況を継続的に見直すとともに、必要に応じて当該業績の状況等を価額に反映させております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰を確認し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度(2020年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,871,870	7,871,870	
(2) 売掛金	293,725	293,725	
(3) 投資有価証券	27,275	27,275	
資産計	8,192,871	8,192,871	
(1) 買掛金	110,882	110,882	
(2) 未払金	700,882	700,882	
(3) 未払法人税等	793,203	793,203	
負債計	1,604,968	1,604,968	

当事業年度(2021年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,567,428	8,567,428	
(2) 売掛金	1,181,143	1,181,143	
(3) 投資有価証券	8,235	8,235	
資産計	9,756,806	9,756,806	
(1) 買掛金	186,890	186,890	
(2) 未払金	777,324	777,324	
(3) 未払法人税等	640,693	640,693	
負債計	1,604,907	1,604,907	

(表示方法の変更)

前事業年度において記載しておりました「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度についても記載を省略しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年9月30日)
非上場株式	100,260	80,962

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,871,870			
売掛金	293,725			
合計	8,165,596			

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,567,428			
売掛金	1,181,143			
合計	9,748,571			

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2020年8月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	27,275	17,009	10,265
	(2) 債券 (3) その他			
	小計	27,275	17,009	10,265
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券 (3) その他			
	小計			
合計		27,275	17,009	10,265

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額100,260千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2021年9月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,235	6,009	2,225
	(2) 債券 (3) その他			
	小計	8,235	6,009	2,225
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券 (3) その他			
	小計			
合計		8,235	6,009	2,225

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額80,962千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式			
債券			
その他			
合計			

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	15,000	4,000	
債券			
その他			
合計	15,000	4,000	

(ストック・オプション等関係)

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 193,000株
付与日	2017年12月15日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年12月1日～2022年11月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2018年8月期における当社の損益計算書(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)に記載された営業利益(本新株予約権の発行に伴い計上される費用を除くものとする。以下同様。)が13億円を超過しており、かつ、2019年8月期乃至2020年8月期のいずれかの期における営業利益が20億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	217,200
付与	
失効	2,000
権利確定	215,200
未確定残	
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	215,200
権利行使	22,200
失効	
未行使残	193,000

(注) 2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,458
行使時平均株価 (円)	5,313

(注) 2018年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (2) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	41,228千円	44,034千円
未払賞与	22,425	29,370
未払社会保険料	7,548	2,740
未払家賃	3,461	
一括償却資産	4,189	6,839
投資有価証券評価損	12,689	33,898
敷金	4,860	4,487
その他	7,286	7,938
繰延税金資産計	103,690	129,310
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,143	681
繰延税金負債計	3,143	681
繰延税金資産の純額	100,547	128,629

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.0
住民税均等割	0.2	0.2
法人税額の特別控除	1.7	2.6
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.6	29.8

(資産除去債務関係)

当社は、賃貸借契約に基づく事務所退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	370.98円	474.41円
1株当たり当期純利益	115.29円	125.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	114.72円	124.68円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	2,202,581	2,395,713
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,202,581	2,395,713
普通株式の期中平均株式数(株)	19,104,095	19,115,608
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	94,924	98,816
(うち新株予約権)(株)	(94,924)	(98,816)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	108,219	185,472	39,734	253,956	26,438	36,227	227,518
工具、器具及び備品	72,707	91,021	14,929	148,799	45,567	25,633	103,231
建設仮勘定		4,541		4,541			4,541
有形固定資産計	180,926	281,034	54,664	407,297	72,005	61,861	335,291
無形固定資産							
ソフトウェア				8,066	3,837	1,555	4,229
無形固定資産計				8,066	3,837	1,555	4,229

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

 建物 本社移転工事 185,089千円

2. 無形固定資産の金額が、資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,235	11,559		6,235	11,559

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	98
預金	
普通預金	7,914,271
当座預金	2,681
定期預金	650,376
計	8,567,329
合計	8,567,428

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
M & A 買収先 A	401,500
M & A 買収先 B	220,000
M & A 譲渡先 C	74,250
M & A 買収先 D	69,300
M & A 買収先 E	51,032
その他	365,060
合計	1,181,143

(注) 当社顧客との各種契約においては、秘密保持条項が存在するため、社名の公表は控えさせていただきます。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)}$
293,725	9,936,290	9,048,872	1,181,143	88.5	29.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)エスネットワークス	56,886
野村證券(株)	44,000
SMBC日興証券(株)	22,990
(株)京葉銀キャピタル&コンサルティング	18,150
(株)みなと銀行	17,875
その他	26,988
合計	186,890

未払金

区分	金額(千円)
従業員賞与	436,438
役員賞与	185,551
社会保険料	40,971
従業員立替経費	20,609
事業所税	6,902
その他	86,851
合計	777,324

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	369,928
地方法人税	59,878
住民税	67,075
事業税	143,811
合計	640,693

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,197,679	3,899,390	5,597,507	9,034,500
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	312,507	1,484,817	2,038,609	3,410,409
四半期(当期)純利益金額 (千円)	206,925	999,989	1,371,988	2,395,713
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.83	52.33	71.79	125.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.83	41.49	19.46	53.53

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日より翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後より3ヵ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告掲載URL https://www.strike.co.jp/
株主に対する特典	毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された、1単元(100株)以上を保有する株主様を対象に、クオカード1,000円分を贈呈いたします。

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第24期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日) 2020年11月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年11月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第25期第1四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) 2021年1月13日関東財務局長に提出。

第25期第2四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日) 2021年4月14日関東財務局長に提出。

第25期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日) 2021年7月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年12月23日

株式会社ストライク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和 久 友 子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクの2020年9月1日から2021年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライクの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

M & A 仲介業務の成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ストライクの売上高9,034,500千円のうち、大部分がM & A 仲介業務の成約報酬である。</p> <p>注記事項(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、成約報酬に係る売上高は、譲渡対象物(株式等)の引渡し等が実行された時点(引渡しが多回数に分かれる場合は初回取引実行時)で認識される。しかし、その時点は、主に以下の理由で適切に把握することが困難な場合があり、売上高の計上時期を誤る潜在的なリスクがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買当事者間での譲渡対象物の引渡しに株式会社ストライクは直接関与しないこと。 ・ 譲渡対象物の種類が、株式譲渡、事業譲渡等、譲渡の形態によって異なること。 ・ 譲渡対象物の引渡しが多回数にわたって行われる場合もあること。 ・ 譲渡対象物の引渡し時期が、売買当事者の都合により変更される場合もあること。 <p>以上から、当監査法人は、M & A 仲介業務の成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、M & A 仲介業務の成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に、営業部門とは独立した部門の担当者が、売上高の認識時点と成約報告書及びクロージング関連書類(名義書換後の株主名簿等。以下同じ。)の日付を照合する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 期間帰属の適切性の検討 成約報酬の売上計上に関する会計方針の妥当性を検討し、売上計上時期及び代金回収状況等を踏まえて抽出した取引について、売上計上日と成約報告書及びクロージング関連書類の日付を照合した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライクの2021年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ストライクが2021年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。